

令和7年第6回農業委員会総会議事録

令和7年6月17日（火）第6回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫			16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 1人

15番 安達利延

議事

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について

報告事項

農地法施行規則第29条の届について
完了届について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

小寺 俊一

主査

福田 洋介

主査

赤迫 隆

主任

真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第6回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、15番安達委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、14番森委員、16番信谷委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。現地確認を4件とも6月2日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は正田、現況地目は田3筆、畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は、高齢で耕作が難しいため、農地の増反を考えていた譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。6月13日に、森委員、三輪推進委員、私の3名で

	現地確認しました。申請地ですが、正田地内●●●●●●●●の前の国道１８０号線を挟み南方向へ６筆が連なっていました。全てが休耕地でありましたが草刈り管理がされておりました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第２４号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、２番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、２番でございます。場所は大佐大井野、現況地目は田１筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は１人でございます。次に農地法第３条第２項各号の状況でございますが、まず、第１号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第２号から第５号は該当ありません。第６号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に一部農地を贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１０番宮本委員。
宮本委員	１０番宮本です。６月５日に、山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。親子なので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、

真治主任

会 長

山田委員

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第 24 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4番でございます。場所は哲多町本郷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。小川委員。
小川委員	12番小川です。安達委員が休みなので代わり説明します。6月7日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私の4人で確認をしております。申請地は、●●●●●●●●から県道157号線を500m哲西方面に進んだところに●●●●●があります。その前にあります。譲受人の自宅前にあります。長年、借りて管理されていたということです。家庭菜園として今後も購入して使用したいとのことで問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第25号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第4条の申請につきまして、申請が3件ございました。現地確認を3件ともは6月2日に行っております。1番、2番は同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい」
真治主任	それでは、1番、2番でございます。場所は下熊谷、現況地目は1番が畑2筆、2番が畑1筆でございます。転用目的は駐車場で、転用理由は、消防機庫、集会所等の駐車場として整備したいものです。工事期間は許可日から令和7年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地とを考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。現地確認を6月7日に、平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●地区消防機庫の下側の三角地です。維持管理が困難であり狭い土地のため、駐車場にして消防機庫へ提供するものです。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号1番2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、3番につ

	いて。
小寺局長	次に３番でございます。場所は菅生、現況地目は畑２筆でございます。転用目的は墓地と外周路で、転用理由は、現在の墓地が山中にあるため、実家の近くに移設したいもの。です。工事期間は許可日から令和７年１２月３１日までです。この申請地は、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。２番赤井委員。
赤井委員	２番赤井です。確認日６月７日、平委員、谷岡推進委員、私の３名で行いました。場所は、菅生地内●●●●から２００ｍ南方に行ったところです。地目は畑ですが草地のような状態です。家に隣接しており墓地には適しているかと思います。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第２５号３番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお４条の各議案については面積が３０ａ未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第２６号農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	議案第 26 号農地法第 5 条について、次に第 5 条の申請につきまして、3 件申請がございました。現地確認を 3 件ともは 6 月 2 日に行っております。それでは、1 番でございます。場所は正田、現況地目は畑 1 筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、実家近くで適当な土地を探していたが見つからなかったため、父が所有する申請地を使用貸借し、住宅木造 2 階建てを建設したいものです。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は許可日から令和 8 年 3 月 31 日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第 3 種農地準工業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4 番西村委員。
西村委員	4 番西村です。確認日は 6 月 13 日、森委員、三輪推進委員、私の 3 名で行いました。申請地ですが、正田地内●●です。石蟹の国道 180 号線沿い●●●●から●●●●前を通り●●●橋を渡ります。渡ったところが 2 叉になっておりそれを上に上がり●●●に向けて行きます。橋を渡ってから 100 m 進んだ先に申請地があります。親子で使用権貸借権設定ですので問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 26 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、2 番について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	次に 2 番でございます。場所は大佐大井野、現況地目は畑 1 筆で、転用目的は公衆用道路です。転用理由ですが、自宅前の道幅が狭いため、拡幅して公衆用道路として整備したいものです。契約の種類は売買に

	よる所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。6月5日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●●●●から500m千屋よりへ行った所です。家が密集した場所で、冬季には雪が高く積もりこの地域では貴重な場所になります。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	次に3番でございます。場所は大佐大井野、現況地目は畑1筆で、転用目的は駐車場です。転用理由ですが、大型の農機具、車両等を駐車する場所がないため、駐車場として整備したいものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。この場所は2番と続きでこれは奥です。先程説明したとおりでございます。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律案の申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	議案第27号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について今回、新規の貸付けが28件出ています。借受人は農業従事者、農機具等もそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を充たすと考えます。 1 番場所は下熊谷、田6筆、4年8か月使用貸借、 2 番場所は下熊谷、田1筆、4年8か月使用貸借、 3 番場所は下熊谷、田1筆、4年8か月使用貸借、 4 番場所は下熊谷、田1筆、4年8か月使用貸借、 5 番場所は下熊谷、田1筆、4年8か月使用貸借、 6 番場所は千屋花見、田1筆、5年使用貸借、 7 番場所は千屋花見、田2筆、5年使用貸借、 8 番場所は金谷、田1筆、5年使用貸借、 9 番場所は新見、田1筆、4年8か月使用貸借、 10 番場所は長屋、田3筆、4年8か月使用貸借、

	1 1 番場所は足見、畑 1 筆、5 年賃貸借、 1 2 番場所は大佐永富、田 1 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 3 番場所は大佐永富、田 2 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 4 番場所は哲多町蚊家、田 1 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 5 番場所は哲多町蚊家、田 2 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 6 番場所は哲多町成松、田 3 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 7 番場所は哲多町成松、田 6 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 8 番場所は哲多町成松、田 3 筆、4 年 8 か月使用貸借、 1 9 番場所は哲多町成松、田 5 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 0 番場所は哲多町成松、田 1 筆、哲多町花木、田 3 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 1 番場所は哲多町花木、田 2 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 2 番場所は哲多町花木、田 1 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 3 番場所は哲多町花木、田 2 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 4 番場所は哲多町花木、田 4 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 5 番場所は哲多町花木、田 2 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 6 番場所は哲多町花木、田 1 筆、4 年 8 か月使用貸借、 2 7 番場所は哲多町宮河内、田 2 筆、5 年使用貸借、 2 8 番場所は哲多町宮河内、田 1 筆、5 年使用貸借となっております。 以上が新規の申請となっております。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を 1 番より順次、お願いします。
谷岡委員	推進委員 1 番谷岡です。1 番から 5 番まで、まとめて説明させていただきます。確認日は 6 月 7 日、赤井委員、平委員、3 人でしました。場所は、下熊谷新見勝山線より●●●●へあがる道の東側に 1 番の土地が隣接してありました。そこから 1 キロ東へ行った川向に 5 番の田がありました。●●●●●●●●の手前に 2 番。そこに隣接して 3 番があり、そこからさらに 4 0 0 m 東へ行ったところに 4 番がありました。1 番から 5 番全て、耕作者が変わるために新規で申請されたようです。
兒玉委員	推進委員 2 番兒玉です。6 番 7 番につきまして、確認日は 6 月 7 日、小田委員、泉推進委員、私の 3 人で行いました。場所は、千屋花見地内●●●●●から右下に 2 0 0 m 進んだところにありました。以前から耕作されているようで今回、中間管理事業となり問題ないと思います。
溝尾委員	推進委員 4 番溝尾です。6 月 5 日に、倉脇委員と現地確認しました。8 番 9 番と一緒に説明いたします。8 番は、金谷の●●●●があります。

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 27 号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定につきまして 2 件でしております。いままで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。29 番場所は大佐大井野、田 2 筆、3 年使用貸借、30 番場所は大佐大井野、田 1 筆、5 年使用貸借となっております。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 27 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第 29 条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地法施行規則第 29 条の届出が 2 件ございました。現地確認を 2 件ともは 6 月 2 日に行っております。 それでは 1 番でございます。場所は馬塚、現況地目は田 1 筆でございます。申請理由でございますが、農機具を入れる倉庫が必要なため、農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日です。 次に 2 番でございます。場所は神郷釜村、現況地目は畑 1 筆でございます。

	ます。申請理由でございますが、農機具を入れる倉庫が必要になったため、農機具倉庫を設置したものです。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年10月1日から令和7年2月28日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。6番平委員。
平委員	6番平です。確認は6月8日、赤井委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。場所は、国道180号線上市地内●●●●●●●の交差点から千屋方面に3キロ行った所に●●●●●があります。そこから200m千屋方面に進んだ先の●●●●●を渡り市道を千屋方面に100m先に申請人の家がありその北側に申請地があります。問題ないと思います。
会 長	次に2番について、16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。確認日6月7日、仲田会長、大原推進委員と3名で行いました。場所は、千屋実から西に県道を4キロ入った所に●●地域があります。そこから2キロ北へ入った所に申請地がありました。申請人は、当所は山林と思っておられ、後に農地と分かり自己申告で始末書をだしていただいております。周りに悪影響を及ぼす農地はありませんので、よろしくお願いします。
会 長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が2件でしております。1番下熊谷地内、農地法第4条農地改良嵩上げについて、完了日令和7年5月9日でしております。2番土橋地内、農地法第4条植林、完了日令和7年5月11日でしております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。6月7日に平委員、谷岡推進委員、私の3名で現地確認しました。●●●●のつつみより反対側対面ですが、綺麗に整備されておりました。
藤本委員	17番藤本です。6月7日に確認しました。2筆ともドングリの木を植えておりました。以上です。

会 長	続いて農地法第 18 条第 6 項の規定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地法第 18 条第 6 項の通知について、今回 2 件でしております。1 番下熊谷地内、解約理由は賃借人変更のためです。2 番大佐大井野地内、解約理由は借受人が高齢で耕作困難になったためです。こちらは、先程 3 条で許可申請がでていたものですが、使用貸借を親子でされていたものを贈与に切り替えるものです。
会 長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願いします。
赤井委員	2 番赤井です。●●さんから●●さんが借りていたのがそのままになっていたので、今回●●●が借りるということで許可をもらい問題ありません。
後藤委員	推進委員 7 番後藤です。先程でました 3 条 2 番です。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が 2 件でしております。1 番長屋地内、借主の変更のため、2 番哲多町花木地内、借主の変更のためとでしております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
三輪委員	推進委員 5 番三輪です。6 月 13 日に西村委員、森委員、私とで確認しました。先程の議案 27 号 10 番の件で、中間管理機構に依頼したための借受人の変更です。問題ありません。
逸見委員	推進委員 9 番逸見です。6 月 7 日に確認しました。先程説明しました中にあります。個人から営農組合に代わることで中途解約となっております。以上です。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
事務局	「ありません。」

会 長	それではその他、何かありますか。
真治主任	事務局から２点、連絡事項をお伝えします。 お配りしております「政治活動及び選挙運動について」説明させていただきます。 ７月に選挙が行われる予定ですので、毎年お知らせしていますが、農業委員・最適化推進委員の皆さまに、気をつけていただきたくお知らせします。農業委員・最適化推進委員は準公務員ですので、これらのことに誤解されないように、行動・言動に注意をお願いいたします。詳しくは配布しております資料をご覧ください。 次に「令和７年度の農地パトロールについて」説明させていただきます。 先月農地部会長から説明がありましたが、７月の総会後に農地パトロールを実施いたします。実施日ですが、また後で総会日のお知らせがありますが、７月１７日の木曜日に実施します。出発식을１３時から「まなび広場の森にいみ図書館玄関前」で行います。農地パトロールの隊長ですが、キリティ陽子さんをお願いしております。概要ですが、市内を６班に分け、２～３時間パトロールを行っていただけたらと思います。なお、本年度は目合わせを行いませんので、出発しましたら各班に分かれて現地の方を確認していただけたらと思います。班編制ですが、前年と同様に各地域、代表者、班員はこうになっております。連絡事項といたしまして、パトロールに使用する車両は、南庁舎駐車場の図書館玄関付近に駐車していただき、玄関前ロータリーを回って市役所前を『左』に出発してください。パトロール終了後は適時解散とし、代表者が事務局へ終了報告を行ってください。持ち物ですが、ベスト・帽子・腕章・作業服及びパトロールステッカーは各自忘れないように持ってきていただけたらと思います。現地確認をしていただいた写真データまたは写真は、後日事務局に提出していただけたらと思います。昼食は、事務局で準備いたします。事務局からの説明は以上です。
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。７月１７日木曜日、午前９時３０分から南庁舎１階１Ｃ会議室で開催します。
真治主任	総会開始時間ですが、議案の数によっては、開始時間を９時３０分から１０時以降にさせていただくこともありますので、また次の議案のお知らせに時間を記載させていただきますので確認をお願いいたします。 前回の航空写真の件ですが、山林等が入ったものを用意していただきたいとご提案を承っていましたが、保守されている業者に確認しましたが、３条とか５条とかの許可が終わった登記情報の更新を毎年してい

	ますので過去に削除したものは復活ができない、と承りましたので申し訳ございませんが森林などが入った航空写真は提出することができませんので、ご了承お願い致します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
小田委員	3番小田です。今回でている3条1番、調査票がありますが、農地を全て効率的に利用できるの見込まれますと、増反をすると書いてあります。作付けが水稻、野菜と記載してあります。このようにしなかったら、どのようになりますか。
真治主任	申請人の方から水稻、野菜、サツマイモを作られると伺っており申請を頂いております。
小田委員	してるか、してないかの確認はどのようにするのですか。今まで何件か、同じことが同じ地域ででています。
会 長	今まで、そのような案件がでたのですが、各自担当委員さんが見回りし確認する。作付けしない場合は、注意喚起をすると今までは行っています。基本的に1年間は作付けしないといけないことになっております。1年間は厳重に注意し担当委員さんが見回りして下さい。 その他、ご意見ご質問はありませんか。 ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	(閉会時刻 午前 10 時 30 分)

令和7年6月30日作成

署名委員

議 長

委 員

委 員
